

高崎市トライアスロン協会規定集

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

- 1 高崎市トライアスロン協会規約
(平成 24 年 4 月 14 日制定、29. 4. 9 改正 30. 4. 22 改正)
- 2 会員規程
(平成 25 年 5 月 31 日決定)
- 3 書面議決要領
(平成 25 年 5 月 30 日決定)
- 4 高崎市トライアスロン協会委員会運営規程
(平成 25 年 5 月 31 日決定 27. 4. 11 改正 29. 4. 9 改正)
- 5 高崎トラ委員会活動助成要領
(平成 26 年 3 月 11 日決定 29. 4. 9 改正)
- 6 高崎市トライアスロン協会事務局要領
(平成 28 年 4 月 1 日決定)
- 7 高崎市トライアスロン協会事務局要領実施マニュアル
(平成 29 年 4 月 9 日決定)
- 8 高崎市トライアスロン協会班制度試行要領
(平成 29 年 4 月 15 日決定)

高崎市トライアスロン協会 規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会の名称は、高崎市トライアスロン協会（略称：TTA）とする。

第2条（目的）

本会は、群馬県トライアスロン協会の加盟団体として、高崎地域におけるトライアスロンを主体とした関連競技（以下、総称して「トライアスロン」という。）を統括し、代表する団体として、トライアスロンの健全な普及発展を図るとともに、トライアスロンに関連するスポーツを楽しむアスリート相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1） トライアスロンの普及及び指導
- （2） トライアスロンの競技会、練習会、講習会等の企画及び実施
- （3） トライアスロンの競技会及びトライアスロンに関連するスポーツに対する協力と支援
- （4） トライアスリートの育成と交流
- （5） 主要大会等への代表選手の推薦
- （6） トライアスロンに関する情報、刊行物の発行、回覧
- （7） その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（事務局）

本会の事務局は群馬県高崎市に置く。

第2章 会員

第5条（会員の種別）

本会の会員は、次のとおりとする。

- （1） 正会員 本会の主旨に賛同し入会した個人
- （2） 協賛会員 本会の活動に協賛する個人、団体又は県協会会員
- （3） 名誉会員 本会对し特に功労のあった個人で総会の議決を経て推薦された者

第6条（入会）

- 1 本会に入会する者は、入会申請書を本会に提出し、本会会長の承認を得て会員となる。
- 2 協賛会員及び名誉会員は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員とする。

第7条（入会金及び会費）

- 1 入会金及び会費については、別途総会の議決をもって定める。ただし、協賛会員及び名誉会員については、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条（資格の喪失）

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 本会が解散したとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき
- (5) 除名されたとき

第9条（退 会）

会員が退会しようとするときは、その事由を付して退会届を本会に提出しなければならない。

第10条（除 名）

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経てこれを除名する。

- (1) 本会の名誉を傷付けたとき又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本会の会員として義務に違反したとき

第3章 役 員

第11条（役 員）

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 7名以内
- (4) 監 事 1名

第12条（役員を選任）

役員は、総会で選任する。

第13条（会長、副会長及び理事の職務）

- 1 会長は本会を統括し代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職を代理し又はその職務を行う。
- 3 理事は理事会の構成員として本会運営に参画するとともに、担当する委員会を統括し、運営する（総会の権限に属せしめられたものを除く。）。

第14条（監事の職務）

監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。
- (2) 役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は理事会に報告すること。
- (4) 前各号の報告をするため必要がある場合に総会又は理事会を招集すること。

第15条（役員の任期）

- 1 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

第16条（役員の解任）

役員が次の各号の一つに該当するときは、総会の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第17条（名誉会長、顧問及び参与）

- 1 本会には、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び参与は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について会長又は理事会の諮問に応ずる。なお、特別顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 参与は、総会の諮問に応ずる。

第4章 会議

第18条（総会の構成）

総会は、第5条第1号の正会員をもって組織する。

第19条（総会の招集）

- 1 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
- 2 臨時総会は会長が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、会長はその請求があった日から30日

以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 4 総会の招集は少なくとも10日以前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。なお、必要に応じ、メール又はファックス（以下「メール等」という。）によることができる。

第20条（総会の議長）

総会の議長は会長とする。ただし会長は代理の者を議長に指名できる。

第21条（総会の議決事項）

総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) その他この協会の業務に関する重要事項で会長が必要と認めたもの

第22条（総会の議決）

- 1 総会の決議はこの規約に別に定めるもののほか、出席した正会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。また、正会員は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、メール等により案件を示し議決を求めることができる。この場合、3分の2以上でもって議決し、会長は、結果について、遅滞なく会員に報告する。

第23条（議決権）

正会員は、総会の議決につき、1人1個の議決権を有する。

第24条（理事会）

- 1 第11条の役員を理事とし、理事会を組織する。
- 2 理事会は会長を議長とし、総会付議事項のほか、会の運営に関する重要事項を審議・決定する。

第25条（委員会の構成）

- 1 委員会は、普及委員会、競技委員会、技術委員会、連絡・調整委員会、総務広報委員会及び特別委員会とし、会員の一部メンバーにより組織する。
- 2 各委員会の設置及び廃止については、総会の議決を必要とする。

第26条（委員会の活動）

- 1 普及委員会は、トライアスロンの普及発展に係る活動を行う。
- 2 競技委員会は、トライアスロン競技力の向上に係る活動を行う。
- 3 技術委員会は、トライアスロンの技術審判面の向上に係る活動を行う。

- 4 連絡・調整委員会は、班制度の運用に関する活動及び県協会等との連絡・調整に関する活動を行う。
- 5 総務広報委員会は、本会の運営及びブログ更新等に関する活動を行う。
- 6 特別委員会は、榛名湖リゾートトライアスロンの支援等、本会に関連する特別な活動を行う。
- 7 各委員会は、担当する理事（委員長）が会員の協力を得て組織し、運営に関する重要事項を決定し運営する。

第27条（議事録）

会長は、総会の議事録を作成し、必要な署名（1名以上）を得てこれを保存する。

第5章 予算及び会計

第28条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第29条（経費）

本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第30条（予算）

会長は、毎会計年度の予算案を作成し、通常総会の議決を経なければならない。

第31条（目的外支出）

- 1 会長は、予算成立までの間において通常必要とされる必要最小限の経費の支出を行うとともに、これを毎年度の予算の内数として処理するよう求めることができる。
- 2 会長は、予算に定める目的以外に経費の支出をしてはならない。ただし、予算の執行上の必要による最小限の支出についてはこの限りでない。
- 3 会長は、前項ただし書の規定により支出をしたときは、その後最初に開催される理事会の承認を得なければならない。なお、必要に応じ総会に報告する。

第32条（決算報告書）

- 1 会長は、毎会計年度終了後、本会の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の決算報告書を監査し、その結果について意見を付記しなければならない。
- 3 会長は、通常総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

第6章 規約の変更及び解散

第33条（規約の変更）

この規約は、総会において出席者の過半数の決議により変更することができる。

第34条（解散）

本会は、会員の過半数が出席し、その議決権の過半数の決議により解散することができる。

第7章 細則

第35条（細則）

本規約の実施に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、平成25年4月14日（設立総会の日）から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月9日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月22日から施行する。

高崎市トライアスロン協会会員規程

(平成 25 年 5 月 31 日決定)

(目的)

第 1 条 この規程は、規約第 2 章に規定する会員の入会及びその取扱いに関する事項を定め、会員に関する事務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(入会)

第 2 条 本協会への入会は、別紙事項を記載した申込書を事務局に提出し、会長による確認及び入会金納入の確認をもって成立する。なお、申込書の提出は、同内容を記載したメールにより行うことができる。

(会員名簿)

第 3 条 前条により入会した会員については、別に定める会員名簿に記載され、原則年一回、会員限りとして会員に対し情報提供されることがあるものとする。なお、記載事項については、会員の申し出により一部記入しないことができるものとする。

(会費)

第 4 条 入会金は、1000 円とする。

2 年会費は 1000 円とし、毎年、4 月末日までに支払うものとする。

(会員名簿の管理)

第 5 条 会員名簿の管理は、理事（総務広報委員会担当）及びその指定する者が行うものとする。

(細則・改廃)

第 6 条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の議決により行う。

2 この規程の改廃は、総会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

(別紙) 入会時申し出事項 (会員名簿登録事項)

氏名、住所、電話番号、アドレス、その他関心事項など

高崎市トライアスロン協会書面議決実施要領

—会員規程・委員会運営規程関係：25年5月—

1 会員の範囲

入会事務未了のため、原則4月の参加者全員とするが、伊勢崎の主要メンバーである市川氏と埼玉県の・・氏は、今後、会員や賛助会員としての参加を案内することとし、今回の議決参加者には含めない。

2 議案の送付とその確認

- ① 会長名の書面（別紙）を事務局から送信し、一両日の返信を求める。
- ② 返信期限後、各返信メールを事務局から、阪本監事（第3者確認の趣旨）あて送信する。

3 議決と結果の会員への通知

- ① 阪本監事は、確認の上、事務局又は会長あて結果を報告する。
- ② 会長は、①の報告を受け、議案を処理し、結果を議決参加会員全員へ通知する。

（以上を経て、入会案内等へ、入会金・会費を記載し、幅広く入会案内を行う。）

（別紙）

各会員あて

（平成25年5月30日）

高崎市トライアスロン協会会長

臨時総会の開催について（メール等による書面議決）

当協会に関しそれぞれ御尽力をいただいております、ありがたく思います。

さて、先日も、規約整備等でお手を煩わせたところですが、その後、今後の会の発展に向け、入会案内等を行い、また、各種活動を行っていく上で、会費や活動資金の在り方等を早めに明らかにする必要があるとの指摘がありました。つきましては、先日に引き続いての煩わせとなって恐縮ですが、別添のとおり、①高崎市トライアスロン協会会員規程及び②高崎市トライアスロン協会委員会運営規程を定めることとし、

規約第22条第2項の規定に基づき、書面議決をお願いしたく存じますので、よろしく申し上げます。

高崎市トライアスロン協会委員会運営規程

(平成 25 年 5 月 31 日決定。最終改正は平成 29 年 4 月 9 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、規約 25 条及び 26 条に規定する委員会の活動に関し基本的な事項を定め、その適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(運営)

第 2 条 委員会の運営は、担当する理事・委員長（以下「委員長という。」が、会員の協力を得て組織し運営する。

2 委員長は、委員会活動における安全管理に十分留意するものとする。

(実行方針等)

第 3 条 委員長は、毎年度、担当する委員会に関する実行方針を定め、理事会の承認を得るとともに、これに基づき実行計画を定め、メンバーの協力を得て積極的推進を図るものとする。

(参加費の徴収)

第 4 条 委員長は、開催内容に応じ、参加者から実費の範囲内で参加費を徴収することができるものとし、その場合、参加費、参加者及び委員会担当メンバー名を記載整理しておくものとする。なお、会員については、参加費の割引をすることができるものとする。

2 前項の場合において各回において 1000 円を超えない参加費を徴収するときは、当分の間、協会収入としないことができるものとする。

(助成)

第 5 条 協会は、予算の範囲内で、各委員会の活動促進とその運営における安全管理等に資するため、別に理事会で定めるところにより、交通費、健康維持管理等のための費用の一部を助成する。

(活動報告)

第 6 条 委員長は、委員会活動の結果につき、その都度結果の概要を取りまとめ、協会（事務局）へ報告又は HP への投稿をする。

2 協会は、前項の報告に基づき、協会の委員会活動報告のページ等に掲載することにより、会員及び協会活動に関心のある者に情報提供を行う。

(細則・改廃)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により行う。

2 この規程の改廃は、総会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 9 日から施行する。

高トラ委員会活動助成要領

(平成26年3月11日決定、最終改正29.4.9)

第1 趣旨

委員会活動規程第5条による協会の活動費の助成は、この要領に定めるところによる。

第2 申請書等の提出

助成の申請は、別紙「委員会活動助成申請書/活動結果報告書」により行うものとする。

第3 助成金の交付

1 会長は、原則年2回、前項による申請書を取りまとめ、予算の範囲内で、必要額の全部又は一部の助成を行うことができる。

2 会長は、前項の申請がなかった場合において、各委員会(部会)の活動を推進するため必要があると認めるときは、競技委員会ランニング部会、同バイク部会、同スイム部会及びチャレンジはるトラに対し、次年度当初に、5000円以内の定額を助成することができる。

附 則

1 この要領は、平成26年3月11日から実施する(平成26年3月11日理事会決定)。

2 平成25年度においては、25年10月17日理事会決定を踏まえ実施され26年3月31日までに活動結果の報告があったものについては、第2による申請があったものとして取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月9日から実施する。

「別紙」 委員会活動助成申請書/活動結果報告書

会長あて

平成 年 月 日

委員長

副委員長

以下のとおり申請/報告します。

1 実施概要

(1) 日時

(2) 内容・名称

(例) 高崎市城南グラウンドにおいて、持久力の向上を目指してラン練習を行った。

2 参加者

・ ・ほか〇名

3 参加費等

・ 参加費の徴収は行わなかった

・ 参加費 円(グラウンドの使用料、飲料代見合いなど)

4 実施経費 円 (注) 参加費で賄われるもの以外とする

(例) コース案内のため看板・テーブル等を会場へ運ぶための事務局経費、若干のスポーツドリンク・補給食の提供など

5 その他

(注) メールでの申請/報告を可とするが、事務局はなりすましに注意する。

高崎市トライアスロン協会事務局要領

(平成 28 年 4 月 1 日決定)

第 1 この要領は、高崎市トライアスロン協会の事務局長及び会計の行う事務についての基本的事項を定める。

第 2 事務局長及び会計は、会長の命を受け、及び理事等から指示があった場合には会長に相談しその指示を受け、必要な事務を行うものとする。

第 3 事務局長の行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び理事の指示に基づき、理事会及び総会の議案を作成すること
- (2) 会の事務事業に関し会員へ連絡すること（会員全員へ連絡するものに限る。）
- (3) 他団体との連絡調整に関する事。ただし、会長に相談し、特定分野に係るものを担当理事・委員長に依頼することができる。
- (3) HPへ会の運営に関する事項を掲載すること（必要に応じ、HP受託管理者と協議する）
- (4) 会計と連携して会員の状況（入退会を含む）について整理し、並びに会員名簿の整理調整及び配布を行うこと
- (5) その他、会の運営に関する事項の企画立案及び連絡調整を行うこと（会長が具体の事項を示して指示する場合に限る。）

第 4 会計の行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 会費・入会金の管理を行うこと
- (2) 会長の指示を受け、会の収入支出の管理を行うこと
- (3) 会の通帳及び領収書の管理を行うこと

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

1 事務局

基本は事務局要領のとおりであるが、さらに具体的に示せば次のようになる。

(1) 総会后

班制度の立ち上げに伴い、次のように行うことになろう。

①班の構成員名簿の作成

班ごとの名簿を、会員名簿に基づき作成する。アドレスブックを活用して、メーリングリストとして作成。併せて、班長名簿（メーリングリスト）を作成する（班長が以後の事務局の連絡相手先）。なお、連絡が主であることから、事務局長と班長、班長と班員との間でライン又はメッセージの活用のための連絡調整を行うことが推奨される。

②総会議事録と総会議決の班長への送付が最初の作業

今年は、会長・会計・事務局（長）連名で、班長宛文書を作成しメール送信を行う。議案 3～5 以外は HP に掲載されるので、ライン等により「事業報告等については HP で確認してください。」とするのも OK。議案 3～5 は協会内部マターであるので、メールでの送信を原則とする。

なお、次年度以降については今後さらに検討する。

<文例：班長宛メール文書>

高崎市トライアスロン協会にご参集・ご協力いただきありがとうございます。

この度の総会において、今年度から、会員をいくつかの班に編成し、会費納入の案内を含め、各種の連絡や依頼、要望の聴取などを班長を中心に行うことになりました。

そして、誠に勝手ながら、あなた様に、高崎 1 班の班長をお願いできないかとなりましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、あなた様には、このメールを受信後、班員（別紙メンバーリストのとおり）に対し、次のようなメールを送信いただきたく、この点もよろしくお願い致します（2 の班長からの文例を参照）。

なお、班長につきましては、今後順次お願いしていくこととしていきたいと考えており、あらかじめご了解をいただく手順を省いておりますご無礼を、お許しいただきたくよろしくお願い致します。

以上を、会長・会計・事務局連名で送信する

③班長のサポート…

班長からの相談などについて、会長や会計と相談し対応する

(2) 平常時 ((3)(4) 以外)

①HP を通じて問い合わせが年に数件あり、必要に応じ会長・会計と相談し、対応する。

②年に数件、HP を通じ、入会申し込みがある。自動返信で入会金関係の連絡が申込者に行くが、これを事務局として適宜フォローする。

③季節の行事に関する連絡。

行事主催者からの依頼を受けて、それを班長あて送信するほか、HP などに投稿・掲載する。

(3) 役員会対応

当面、理事会で新たな活動を検討し、開始する等の格別のことは予定されていない。

高崎市トライアスロン協会班制度試行要領

(平成 29 年 4 月 15 日決定)

第 1 班の設置

会員が 60 人を超えるような状況を考慮し、協会運営の円滑化と課題解決に積極的な人材の確保等を図るため、会員 10 名程度を単位とする班を暫定的に設け、班長を通じ各種事項の連絡・調整等を行う体制（班制度）を試行するものとする。

第 2 班長の役割

- 1 各班に班長をおく。
- 2 班長は、会長・会計・事務局と連携して、会費の徴収を含む会の運営に関する各種事項の班員への連絡及び班員意見等の取りまとめ、それらの他班や役員等への連絡などを行う

第 3 班長の任期

班長の任期は原則 2 年とする。

第 4 各班の構成等

班の構成は当面、別表に掲げるとおりとし、会長は、会計・事務局の意見を聴いて、新会員の班への割り振りを行うほか、構成員の変更、班編成の見直しを行うことができる。

第 5 雑則

- 1 第 3 にかかわらず、当面の班長の任期は 1 年とする。
- 2 平成 29 年秋をめどに、班制度の運営実態等を点検し必要な見直し等を行うものとする。

附 則 この要領は、理事会の決定の日から実施する。

<別表> 各班の構成員（案）<調整中>

以下略